## 競争参加者の資格に関する公示

千葉労災病院増改築工事に係る特定建設工事 共同企業体(以下「特定 J V」という。)とし ての競争参加者の資格(以下「特定 J V として の資格」という。)を得ようとする者の申請方 法等について、次のとおり公示します。

令和2年1月8日

独立行政法人労働者健康安全機構 千葉労災病院長 岡本 美孝

◎調達機関番号 621 ◎所在地番号 12

## ○営第 16 号

- 1 工事概要
  - (1) 工 事 名 千葉労災病院増改築工事 (Aグループ)
  - (2) 工事場所 千葉県市原市辰巳台東2丁目 16番地
  - (3) 工事内容 本工事は次に掲げる施設の改築を行うものである。
  - (4) 工事種目
    - 1) 建物

①多目的棟

敷地面積 38,430.81 m<sup>2</sup>

構 造 鉄骨造 地上2階建て

建築面積 137.76 m²

延べ面積 275.52 ㎡

建物用途 病院

工事種目 新築1棟 新設一式

②外来・リハ棟

敷地面積 38,430.81 m<sup>2</sup>

構 造 鉄骨造 地上2階建て

建築面積 750.70 m²

延べ面積 1,435.07 m<sup>2</sup>

建物用途 病院

工事種目 新築1棟 新設一式

2) 既存建物

①既存診療棟

構 造 鉄筋コンクリート構造

建築面積 3,674.27 m²

延べ面積 19,538.89 m<sup>2</sup>

建物用途 病院

工事種目 改修一式

工事内容 1-1) リハビリテーション室等を ICU・HCU へ改修する

工事一式

1-2) 診療棟およびストリート棟へ新設 2 棟を接続する改修工事 一式

2-1) 上記改修に伴う植栽、 外構工作物の撤去改修工事

一式

3)工作物

キャノピー 撤去改修一式

- 4)外構
  - ① 舗装(縁石とも)撤去改修一式
  - ② 屋外排水設備 撤去改修一式

既存樹木移植 移植一式

6)取り壊し

既存建物改修一部撤去工事一式

- 7) 設備
  - ① 電気設備工事 1)~7)にかかる

電気設備工事一

式

② 機械設備工事 1)~7)にかかる

機械設備工事一

式

(5) 工期

本工事の工期は令和2年5月初旬から令和3年9月末までとする。

2 申請の時期

令和2年1月8日から令和2年1月30日 までの午前10時から午後5時まで(土曜日、 日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関す る法律(昭和63年法律第91号)第1条に 規定する行政機関の休日)を除く。)

- 3 申請の方法
  - (1) 競争参加資格審査申請書(特定建設工事)(以下「申請書」という。)の入手方法 当該様式は、当該工事の「入札公告(建

設工事)」(令和2年1月8日付け独立行政 法人労働者健康安全機構千葉労災病院契約 担当役)に示すところにより交付する入札 説明書の別記様式である。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参により提出すること。ただし、 郵送(書留郵便又は宅配便)の場合は必着 とする。

提出場所は、〒290—0003 千葉県市原 市辰巳台東2丁目16番地 千葉労災病院会 計課契約係 電話 0436—75—7407

- ① 特定建設工事共同企業体協定書(甲) (4(1)から(5)の条件を満たすものに限る。)の写し。
- ② 4(6)及び(8)の要件を満たすことを 判断できる工事の施工実績を記載した書 類(申請書とともに交付する様式により 作成したものに限る。)。
- ③ 全ての構成員について、厚生労働省の 建設工事に係る平成31・32年度一般競 争参加資格の認定の際に提出した経営事 項審査結果通知書の写し。
- (3) 申請書等の作成に用いる言語 申請書及び添付書類は、日本語で作成す ること。
- 4 特定 J V としての資格及びその審査
  - (1) 特定 J V の構成は、次の(2) から(11) の 条件を満たす者 2 又は 3 社の組合せとする。
  - (2) 全ての構成員について、厚生労働省から 平成31・32年度有資格者名簿[建設工事] のうち関東ブロックにおけるそれぞれの工 事種別に係る一般競争参加資格の認定を受 けていること(会社更生法(平成14年法律 第154号)に基づき更生手続開始の申立て がなされている者又は民事再生法(平成11 年法律第225号)に基づき再生手続き開始 の申立てがなされている者については、手 続開始の決定後、厚生労働省から一般競争 参加資格の再認定を受けていること)。

(3) 全ての構成員について、厚生労働省の建設工事に係る平成31・32年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写しに記載されたそれぞれの担当する工事種別の総合評点が次の点数以上であること((2)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際の総合評点が次の点数以上であること。)。

建築一式工事 1,500 点

代表者以外の構成員は、1,200点

- (4) 全ての構成員について、会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 全ての構成員について、当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、独立行政法人労働者健康安全機構理事長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(平成7年3月1日付け労働福祉発第350号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 全ての構成員は、①に掲げる要件を満たすこと。

工事実績は、平成16年4月1日以降に 完成・引渡しが完了したものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出 資比率が20%以上の場合のものに限る。 異工種JVの場合は、協定書による分 担工事の実績のみ同種工事の実績とし て認める。

① 工事に携わる構成員は、工事種目が建築一式工事の有資格業者であって、次の条件を満足する工事を元請けとして施工した実績を有すること。

建物用途病院

なお、代表者以外の構成 員は、病院、試験・研 究施設、庁舎又は事務 所 構 造 鉄骨造、鉄筋コンクリー ト造又は鉄骨鉄筋コンク

リート造

数 地上5階建て以上 階 なお、代表者以外の構成 員は地上3階建て以上

建物規模 延べ面積 20,000m2 以上 (増築工事の場合は、増 築面積 20,000m2 以上) なお、代表者以外の構成 員は、延べ面積3,000m2 以上(増築工事の場合は、 增築面積 3,000m2 以上)

工事内容 新営又は増築工事(躯体、 外装のほか内装を含む建 築一式工事を施工してい ること。)

- (7) 全ての構成員について、建設業法(昭和 24 年法律第100 号) に定める建設業の営 業年数が5年以上あること。ただし、相当 の施工実績を有し、確実、かつ、円滑な共 同施工が確保できると認められる場合にお いては、営業年数が5年未満であってもこ れを同等として取り扱うことができるもの とする。
- (8) 各構成員は建設業法の建設業に係る監理 技術者又は国家資格を有する主任技術者 を当該工事に専任で配置できること。
- (9) 出資比率要件 特定JVのすべての構成員は、出資比率 20%以上であるものとする。
- (10) 特定 J Vの代表者は、構成員の中で最大 の施工能力を有する者であって、その出 資比率が構成員中最大であるものとする。
- (11) 特定 J Vの協定書は、「建設工事共同企 業体の事務取扱いについて」(昭和53年 11月1日付け建設省計振発第69号)の 別添「建設工事共同企業体の事務取扱い について(回答) | (昭和53年11月1 日付け建設省茨計振第 771 号) の別紙に

示された「特定建設工事共同企業体協定 書(甲) 」によるものとする。

- 5 一般競争参加資格の認定を受けていない者 を構成員に含む特定 J Vの取扱い4(2)の認 定(4(2)の再認定を含む。以下同じ。)を受 けていない者を構成員に含む特定 J V も 2 及び3により申請をすることができる。こ の場合において、特定JVとしての資格が 認定されるためには、4(2)の認定を受けて いない構成員が4(2)の認定を受けることが 必要である。(当該工事に係る開札の時ま でに特定JVとしての資格の審査が終了し ていない場合は、競争に参加できないこと がある。また、4(2)の認定を受けていない 構成員が当該工事に係る開札の時までに4 (2)の認定又は4(2)の一般競争参加資格が ないとの認定 (4(2)の独立行政法人労働者 健康安全機構契約担当役が別に定める手続 における一般競争参加資格がないとの認定 を含む。) を受けていないときは、特定 [ Vとしての資格がないと認定する。)
- 6 資格審査結果の通知 「競争参加資格確認通知書」により通知する。
- 7 資格の有効期間 特定JVとしての資格の認定の日から当該 工事の完成する日までとする。ただし、当 該工事に係る契約の相手方以外の者にあっ ては、当該工事に係る契約が締結される日 までとする。

## 8 その他

- (1) 特定 J V の名称は、「千葉労災病院増改 築工事(Aグループ)〇〇・〇〇・〇〇 特定建設工事共同企業体」とする。
- (2) 当該工事に係る競争に参加するためには、 「入札公告(建設工事)」に示すところ により競争参加資格の確認を受けていな ければならない。